

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第8条の規定に基づき、大野市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が就学することを指定した学校(以下「指定学校」という。)の変更に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可の基準)

第2条 指定学校の変更の基準は、別表のとおりとする。

(申請)

第3条 別表に掲げる基準に該当し、指定学校の変更を希望する保護者は、児童生徒指定学校変更許可申請書(様式第1号)により、必要書類を添付して教育委員会に申請しなければならない。

(許可及び不許可の決定)

第4条 教育委員会は、前条に規定する申請があった場合において、当該申請書の内容を審査するとともに事情を聴取し、当該申請が別表に掲げる場合に相当すると認めるときは児童生徒指定学校変更許可決定通知書(様式第2号)により、当該申請が別表に掲げる場合に相当しないと認めるときは児童生徒指定学校変更不許可決定通知書(様式第3号)により、当該保護者及び当該学校長に通知するものとする。

(決定の取消し及び変更)

第5条 教育委員会は、第3条の規定による保護者からの申請が事実と相違していると認めるとき、又は申請事由を変更し、若しくは消滅したと認められるときには、児童生徒指定学校変更許可取消・変更決定通知書(様式第4号)により当該保護者及び当該学校長に通知するものとする。

(教育長の専決)

第6条 申請書が提出された日の属する月の教育委員会の会議が終了後で、その理由が明らかに妥当と認められ、次の教育委員会の会議が開かれるまで25日以上の日数を要する事情にあるときは、教育長においてこれを専決することができる。

2 前項の規定により教育長においてこれを専決したときは、次の教育委員会の会議に報告しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
(大野市小学校・中学校の就学学校指定変更及び区域外就学許可要綱の廃止)
- 2 大野市小学校・中学校の就学学校指定変更及び区域外就学許可要綱(平成10年教育委員会告示第1号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の際現に廃止前の大野市小学校・中学校の就学学校指定変更及び区域外通学許可要綱の規定により変更の許可を受けて通学している児童生徒は、この要綱の規定により指定学校の変更の許可を受けたものとみなす。

別表(第2条関係)

指定学校変更許可基準

種類	許可基準	必要書類
1 途中転居	全学年に渡り、途中で転居する場合で通学に支障がないとき(新1年就学時に在学中の兄姉がいる場合を含む。)	
2 転居予定	住宅の新築、改築、売買等により転居することが確定しており、転居予定地の学校へ通学を希望する場合で通学に支障がないとき。	住宅の新築の場合にあつては建築確認書の写し、家屋を取得する場合にあつては売買契約書の写し、借家その他の場合にあつてはその事実を証するに足る書類
3 昼間留守家庭	住民登録地において昼間保護する者がなく、預かり先等がある校下の学校又は両親が勤務する校下の学校を希望するとき。	預かる者の承諾書
4 身体的理由	病気等の身体的理由で、通学若しくは通院の利便性又は安全性について配慮する必要があるとき(兄弟姉妹についても配慮する。)	医師の診断書又はその事実を確認できるもの
5 教育上の配慮	次の事由により教育委員会が適当であると認めるとき。 (1) いじめを受けた経緯から転校がやむを得ないとき。 (2) 入学・転校により明らかに不登校又は過度の心身負担が予測	学校長の意見書等

	<p>されるとき。</p> <p>(3) 転校により不登校又は過度の心身負担が解消されるとき。</p> <p>(4) 家庭の事情により居住地が住民登録地と異なるとき。</p> <p>(5) 特別支援学級に在籍する児童生徒で、兄弟姉妹がその学級のある学校へ通学を希望するとき。</p> <p>(6) 帰国子女又は外国人の受入れで特に配慮が必要なとき。</p> <p>(7) 学級数の変動をきたさない範囲において特認校を指定したとき。</p> <p>(8) 交通事情等の変化により、通学に著しく危険が予測されるとき。</p>	
6 通学距離	通学距離が概ね小学校で2km、中学校で4kmを超える場合で、著しく通学距離が短縮されるとき。	
7 その他	この基準以外で特に指定学校変更の必要性を教育委員会が認めたとき。	学校長の所見書その他必要な書類